

# パワーポートMを安心安全に設置するための

# Q & A

Q1 積雪地域や風速（耐風圧）にはどの程度対応できますか？

A 標準は垂直積雪量で30cm、風速34m/sまで対応可能です。



Q2 特注の寸法で製作することはできますか？

A はい、可能です。  
パッケージ商品以外に、  
オーダーメイドが可能です。



Q3 パワーポートMの設置には建築確認申請が必要ですか？

A 建築基準法で定められている  
10m以上増築にあたるため、  
建築確認申請が必要になります。



Q4 株式会社モリタ電器に、確認申請手続きから依頼できますか？

A 可能です。  
詳細は営業担当にお問い合わせください。



Q5 自然災害に対する保証はありますか？

A 保証期間は10年～15年になりますが、  
詳細は営業担当にお問い合わせください。



Q6 パワーポートMに建築基準法は適用されますか？

A 適用されます。  
パワーポートMは建築基準法が定める、  
建築物にあたります。



Q7 建築確認申請図書一式とはなんですか？

A ①配置図 ②面積表・仕上表  
③パワーポートMの平面図・立面図、その他図面  
④構造計算書 この4種の提出書類のことです。



Q8 法22条地域（あるいは準防火・防火地域）にも設置できますか？

A 基本的には可能ですが、地域行政の判断もあるため 事前確認をおすすめします。



Q9 電力の買取価格と『出力制御対応機器』の設置義務について教えてもらいますか？

A 電力の買取は、電力会社によって一部制限出来るようになっています。これに対応し、平成27年から地域によっては『出力制御対応機器』の設置が義務づけられましたが、従来よりも高い買取価格が適用されるようになりました。



## ●『出力制御対応機器』の設置義務

北海道電力、東北電力、北陸電力、中国電力、四国電力、九州電力、沖縄電力の需給制御に係る区域において、平成27年4月1日以降に接続契約申込みが受領された発電設備には、『出力制御対応機器』の設置が義務づけられました。該当する発電設備については、「出力制御対応機器設置義務あり」の調達価格が適用されます。設置が義務づけられていない場合は、仮に機器を設置したとしても、「出力制御対応機器設置義務なし」の調達価格が適用されます。また、国や県・市区町村から別途補助金を受けられる場合もあるので、詳しくは各市区町村のホームページでご確認ください。